

## 告 示

### 埼玉県告示第五百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年五月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人深谷スポーツクラブ

三 代表者の氏名

松島 伸一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市櫛挽十六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、体力向上、健康増進を希求する者に対して、ラグビーをはじめとしたスポーツの普及・振興に関する事業を行うことにより、地域住民の健康で明るく豊かな生活の実現と、次代を担える健全な子供達を育成し、これをもってスポーツの振興、青少年の健全育成及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。